○国土交通省令第三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の一部の施行及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二十三号）の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第七十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者） **第五十三条の二**　法第四十七条第八号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （財産的基礎） **第五十四条**　法第四十七条第十三号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。 （法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間） **第八十二条**　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。 一　新たに建設されたマンションを分譲した場合　当該マンションの人の居住の用に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第一条に規定する建物の部分をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年 二　既存のマンションの区分所有権の全部を一又は複数の者が買い取り、当該マンションを分譲した場合　当該買取り後における当該マンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年 （情報通信の技術を利用する方法） **第八十四条の二**　法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ　マンション管理業者等（マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。）第十条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の四において同じ。）若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法	（心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者） **第五十三条の二**　法第四十七条第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （財産的基礎） **第五十四条**　法第四十七条第十一号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。 （法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間） **第八十二条**　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。 （新設）